

京都会館再整備検討委員会設置要綱

平成17年4月18日決定

(設置)

第1条 京都会館再整備構想を策定するに当たり、構想に盛り込むべき事項について多角的に検討を行う「京都会館再整備検討委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項に関して協議を行う。

- (1) 京都会館再整備構想に盛り込むべき事項の検討に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、市民、企業、芸術家及び芸術文化に関し識見を有する者のうちから市長が適当と認める者をもって組織する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は選任の日から平成19年3月31日までとする。委員が欠けたときは、その分野の委員を補充することができる。

第5条 委員会に会長、副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する

(会議)

第6条 委員会は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、文化市民局文化部文化課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、決定の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第6条第1項の規定にかかわらず、最初の委員会は市長が招集する。

京都会館再整備検討委員会の開催状況

回数	開催日	審議内容
第1回	平成17年7月13日	正副会長選出、意見交換、施設の視察
第2回	平成17年10月25日	他都市事例、来館者アンケート結果、興行者アンケート結果についての審議
第3回	平成17年12月19日	関西圏の同種ホール比較、京都会館への要望書について、京都会館へのニーズに関する意見集約
第4回	平成18年2月15日	合唱連盟及び吹奏楽連盟へのアンケート結果について、整備の方向性検討、整備関連法制度の検討
第5回	平成18年3月23日	「京都会館再整備の方向性に関する意見書」素案の審議
第6回	平成18年7月13日	「京都会館再整備の方向性に関する意見書」案の審議